

■ 充電設備を設置する土地が借地の場合（土地の利用に関する許諾書等）

借地に充電設備を設置する場合は、土地の利用に関する許諾および充電設備の保有義務期間（5年）以上において設置することの許諾を土地所有者から得ることが必要です。土地の利用に関する許諾を証する書類をアップロードし、提出してください。

【許諾書の例】

充電設備設置に関する許諾書

① ○○株式会社 殿

③ 物件所在地 ○○県○○市○-○-○

使用目的 充電設備設置のため

④ 私所有の上記土地に、充電設備を設置することを許諾いたします。

⑤ なお、その期間は設置後5年間以上といたします。

⑥ 20○○年○○月○○

土地所有者

住所 ○○県○○市○-○-○

② 氏名 ○○ ○○

特約事項

【確認事項】下記の①～⑥が確認できる必要があります。

- ①賃借人
 - ・賃借人名の記載（申請者名またはリース使用者と同一）
- ②賃貸人
 - ・賃貸人（土地所有者）名の記載
- ③設置場所住所
 - ・申請で入力した設置場所住所であることの記載
- ④許諾
 - ・充電設備設置を許諾していることの記載
- ⑤期間
 - ・充電設備の設置完了から保有義務期間（5年間）以上許諾していることが確認できる期間の記載
- ⑥作成日
 - ・作成日の記載（交付申請前に許諾を得ていることが必要）

◆ 許諾書の提出について

書式の指定はありませんが、必要事項の記載漏れなどの不備を防ぐため、以下のフォームの利用を推奨します。

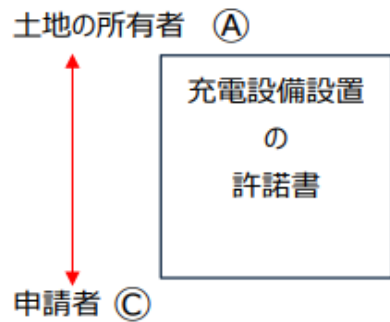
[ダウンロード](#)

■ 土地の許諾書（転貸借の場合）

- ・借地に充電設備を設置する場合は、交付申請時まで土地所有者の許諾を得ていることが必須となります。
- ・土地の契約関係が以下のようにになっている場合の許諾書について、申請者③は土地の所有者①から許諾書をもらう必要があります。ただ、契約関係にない申請者③が土地所有者①から許諾書をもらえない場合には、以下のように許諾書を得る必要があります。

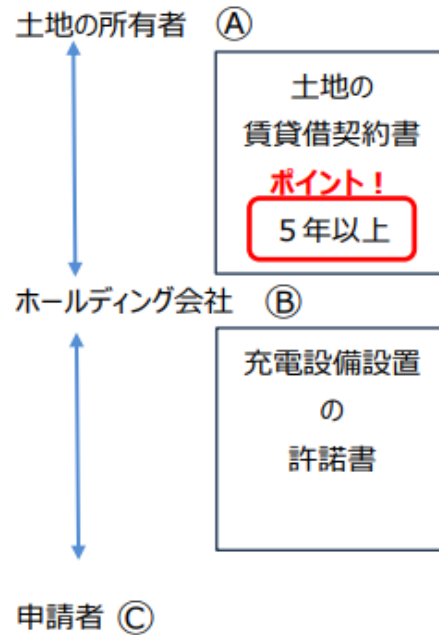
<通常>

- ①が③に対して充電設備を
5年間許諾することを証する書類を提出



<ケース1>

- ①と②との土地の賃貸借契約書に
設置後5年以上の契約期間が確認できる場合
- ①と②との賃貸借契約書
- ②から③宛ての許諾書



<ケース2>

- ①と②との土地の賃貸借契約書に
設置後5年以上の契約期間が確認できない場合
- ①から③宛ての許諾書
- ②から③宛ての許諾書

